

平成 25 年 10 月 17 日

全日本火災共済協同組合連合会  
全国中小企業共済協同組合連合会  
全国商工会連合会

## 日火連、共済連、全国連の包括的な業務提携に向けた協議開始について

全日本火災共済協同組合連合会（以下「日火連」といいます。）、全国中小企業共済協同組合連合会（以下「共済連」といいます。）と全国商工会連合会（以下「全国連」といいます。）は、三団体間の業務提携に関する協議を開始することについて合意いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 提携協議に至る背景

大企業を中心に景気持ち直しの兆しが見られる一方で、中小企業においては、依然として収益の改善が進まず厳しい経営環境が続いており、中小・零細企業の廃業の増加や、近年の大規模な自然災害の続発等の影響により、中小企業向け共済制度を取り巻く事業環境は大変厳しいものとなっています。また、中小企業のニーズの多様化への対応や、地域に根ざした共済推進体制の強化が課題となっています。

これまで、日火連及び共済連と全国連は、中小企業向け共済制度の拡充を目的に協力関係にありましたが、今後の共済事業を取り巻く環境の変化に対応するため、将来の共済制度の再編を視野に入れた包括的な業務提携に向けて協議を行うことといたしました。

なお、日火連と共済連は、共済事業の経営基盤強化のため、平成 26 年 10 月の合併に向けて、現在準備を行っております。

### 2. 提携協議の目的

中小企業約 100 万事業者が加盟し、国内 1,677 か所の商工会に約 5 千人の経営指導員を擁する全国連と、中小企業向け共済事業の推進ノウハウと販売網を持つ日火連・共済連が中小企業共済分野で提携することにより、商工会員向け共済の保障・サービス内容の強化、加入メリットの拡充を目指します。具体的には、中小企業に特化した共済の共同開発、共済事業の共同運営・事業統合等幅広い分野での業務提携について検討してまいります。

### 3. 提携協議の体制及び期間

日火連、共済連と全国連は、本提携に関する協議のために、「共済事業連携推進協議会」を設置し、具体的な提携内容検討します。

平成 26 年 3 月を目途として、協議会における協議に基づき、より具体的かつ詳細な提携内容についての合意を目指し、合意に至った場合は、本提携に関する最終合意書を締結する予定です。

### ※火災共済協同組合、中小企業共済協同組合について

火災共済協同組合、中小企業共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、都道府県に設立された中小企業向け共済事業を行う協同組合。共済事業を通じて、中小企業の財産の保全を図り、その経営の安定に資するとともに、中小企業の経営者、従業員の生活の安定を図ることを目的とする。全国組織の全日本火災共済協同組合連合会（会長：川瀬重雄、東京都中央区）は 40 組合、全国中小企業共済協同組合連合会（会長：川瀬重雄、東京都中央区）は 46 組合の会員を有する。

### ※商工会について

商工会は、商工会法に基づき、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」（商工会法第 3 条）を目的とした、地区内の商工業者により自主的に組織された法人。全国の市町村に 1,677 の商工会、各都道府県に 47 の県連合会があり、約 100 万の会員事業者を有する。全国商工会連合会（会長：石澤義文、東京都千代田区）は、商工会の全国組織。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

全日本火災共済協同組合連合会・全国中小企業共済協同組合連合会

担当：経営企画室（佐々木）

TEL：03-3667-5111 FAX：03-3668-8919

URL：<http://www.nikkaren.or.jp/>

全国商工会連合会

担当：会員サービス部 会員サービス課（田中）

TEL：03-3503-1258 FAX：03-3503-1500

URL：<http://www.shokokai.or.jp/>